

2020年10月10日

各地域の支援する会・支援団体 御中

いのちのとりで裁判3地裁あて署名と国向け署名へのご協力をお願い

いのちのとりで裁判全国アクション
事務局長 小久保哲郎

連日のご奮闘、お疲れ様です。

また、いのちのとりで裁判全国アクションへの日頃からのご支援に感謝申し上げます。

厚生労働省は2013年8月から3年間で生活保護基準を平均で6.5%、最大10%の引き下げを行いました。これに対して全国29か所で1000人を超える生活保護利用者が「生活保護法と憲法に違反する」と提訴しました。

この“いのちのとりで裁判”の最初の判決が名古屋地裁で言い渡され、請求棄却としました。判決は自民党の政策の影響を受けていた可能性を認めながら、自民党の政策は「国民感情や財政事情を踏まえたもので」厚生労働大臣が、これらの事情を考慮して生活扶助基準を改定できることは明らかであるとししました。司法の役割を放棄し政権に付度した判決は、憲法第25条が示す生存権を「生きてさえいればいい」とする最低最悪の内容でした。こうした判決を許させないために、あらゆる運動を強めていく必要があると考えています。

2020年度内に、北海道、東京（はっさく訴訟）、大阪、福岡の4か所で判決が出される見通しです。つきましては、下記の内容でご協力をお願いしたく要請するものです。お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご検討のほどよろしく申し上げます。

記

- 1 次の3つの地裁あて署名についてご協力をお願いします。
札幌地方裁判所、大阪地方裁判所、福岡地方裁判所
3種類をまとめてするか1種類にするかは、貴組織でご検討ください。集まったものは、札幌、大阪、福岡の各支援組織に直接お送りください。締め切り 2021年1月末
- 2 「生活保護制度の充実と活用を求める緊急署名」（国向け）のご協力をお願いします。
締め切り 2021年1月末 最終集約3月末
全国署名の送付先 〒160-0022 東京都新宿区新宿5-12-15
KATOビル3階 全生連気付 いのちのとりで裁判全国アクション
- 3 貴組織で「いのちのとりで裁判」や名古屋地裁判決の問題点、今後の取り組みについての学習会など企画の検討をお願いします。

以上

いのちのとりで裁判全国アクション事務局

〒530-0047 大阪市北区天満3-14-16 西天満パークビル3号館7階
あかり法律事務所 弁護士 小久保哲郎 電話 06-6363-3310